（電気関係報告規則の一部改正）

第二条　電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の表中「第二十七条の二十七第三項」を「第二十七条の二十七第四項」に改める。

（原子力発電工作物に係る電気関係報告規則の一部改正）

第三条　原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成二十四年経済産業省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第四条の表中「第二十七条の二十七第三項」を「第二十七条の二十七第四項」に改める。

（安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律附則第五条の経済産業省令で定める日）

第四条　安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十六号。以下「改正法」という。）附則第五条の経済産業省令で定める日は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年十一月十四日）から起算して一月を経過する日とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年十一月十四日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日から起算して一月を経過する日以後十月を経過する日までの間に行われる発電用の電気工作物（電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物をいう。以下同じ。）（改正法の施行の日以後にあっては、改正法第六条の規定による改正後の電気事業法第二条第一項第五号ロに規定する発電等用電気工作物。次条において同じ。）の出力を十万キロワット以上減少する変更についての電気事業法施行規則（次条において「施行規則」という。）第四十五条の十九第四項第一号の規定の適用については、同号中「九月前の日」とあるのは「令和四年十二月十四日」とする。

第三条　この省令の施行の日から起算して一月を経過する日以後十月を経過する日までの間に行われる発電用の電気工作物の出力の合計が十万キロワット以上である発電事業者（電気事業法第二条第一項第十五号に規定する発電事業者をいう。）の発電事業（電気事業法第二条第一項第十四号に規定する発電事業をいう。）の休止及び廃止並びに法人の解散についての施行規則第四十五条の二十一第二項第一号の規定の適用については、同号中「九月前の日」とあるのは「令和四年十二月十四日」とする。

第四条　改正法附則第六条の規定による届出をしようとする者は、様式第一の十による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第五条　改正法附則第七条の規定により届出をしようとする者は、様式第三十一の三の二による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第六条　改正法附則第八条の規定により届出をしようとする者は、様式第三十一の四による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第七条　改正法附則第九条の規定により届出をしようとする者は、様式第三十一の十七による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。